

認可外保育施設（ベビーシッター等）を開設されている方へ

川崎市こども未来局  
保育・幼児教育部保育第2課長

令和5年度認可外保育施設（ベビーシッター等）運営状況の定期報告について

皆様方におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃より川崎市保育行政に御理解、御尽力いただき、誠にありがとうございます。

認可外保育施設（ベビーシッター等）運営状況の定期報告についてお知らせいたします。児童福祉法第59条の2の5の（1）及び「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令和5年3月31日子発0331第17号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知）に基づき、すべての認可外保育施設（ベビーシッター等）設置者を対象に、年に一回、運営状況の定期報告をしていただいています。

今年度につきましても、次のとおり書類を御用意の上、下記方法にて運営状況の報告をしていただきますようお願いいたします。

1 対象者

川崎市に設置届を提出している、全ての認可外保育施設（ベビーシッター等）の事業者

2 提出書類

（1）運営状況報告書による報告（Excel データ又は JPEG データなど写真で御用意ください。）  
※下記に記載の市 HP 内『届出書類様式』に掲載の「運営状況報告書」を利用ください。

（2）報告書の添付書類（PDF データ又は JPEG データなど写真で御用意ください。）  
アについては必須、イ～カについては、該当する項目について添付してください。

ア 賠償責任保険証書の写し（保険期間内であること、内容説明書ではなく保険証書であることを確認してください。）

イ 保育士、または看護師(准看護師含)の資格証明書の写し

（旧姓、本籍地の変更等ありましたら変更をすませてください。また保母資格証や卒業したことを証明する証書等は必ず保育士登録を行い保育士証を添付してください。）

ウ 次にあげる「都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修」、また「都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他機関が行う研修」の修了者について、修了証書等研修終了が確認できる書類の写し

- ・子育て支援員研修受講修了証
- ・居宅訪問型保育研修（基礎研修）修了証
- ・家庭的保育者等研修（基礎研修）修了証
- ・公益社団法人全国保育サービス協会が定める「認定ベビーシッター」資格取得に関する科目の履修証明書
- ・公益社団法人全国保育サービス協会が実施するベビーシッター養成研修及びベビーシッター現任研修の履修証明書

エ 保育に従事する者に関する研修の受講歴が分かる資料（修了証の写し等）  
※法人等の方は、貴施設における研修計画等を御用意ください。

オ 実技を伴う救命救急講習を受講していることがわかる資料（修了証の写し等）

カ 安全計画

※下記に記載の市 HP 内『認可外保育施設指導監督基準等』に掲載の「安全計画ひな型」を参照ください。

### 3 報告基準日

令和5年10月1日（日）時点の状況を記入してください。

### 4 報告期限

令和5年11月6日（月）必着

※提出が遅れる場合は、必ず下記連絡先に御連絡ください。

### 5 報告方法

下記 URL または 2次元コードより、オンライン手続き（e-KAWASAKI）にアクセスの上提出書類の提出と運営状況を報告ください。報告いただく項目が多いため一度別添のチェックシート御確認いただきますようお願いいたします。

また、下記に記載の川崎市 HP に各様式と認可外保育施設指導監督基準などを掲載しております。報告にあたり、一度、御一読いただきますようお願いいたします。

オンライン手続き（e-KAWASAKI）

「令和5年度認可外保育施設（ベビーシッター等）運営状況の定期報告について」

<<https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/f7f6ad50-c26e-45bb-9aa3-ff53af5692db/start>>



川崎市 HP <<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000154917.html>>

川崎市こども未来局保育・幼児教育部 保育第2課

電話 044-200-3128

FAX 044-200-3933

メール [45hoiku2@city.kawasaki.jp](mailto:45hoiku2@city.kawasaki.jp)（組織）